



林業サプライチェーンと サイバーセキュリティ



株式会社 F F R I セキュリティ
<https://www.ffri.jp/>

2022年2月8日 @online

話者 自己紹介



前田 典彦
(まえだ のりひこ)

株式会社FFRIセキュリティ 社長室長、また同社のCSIRTのPoC(日本シーサート協議会加盟)。エバンジェリストとしてサイバーセキュリティ関連情報の発信や普及啓発活動を行う。

UNIXサーバ及びネットワークの構築運用エンジニア業務を約10年経験した後、セキュリティ業界に転身。ウイルス対策ソフトウェアメーカーにて12.5年間、調査研究業務・エバンジェリスト活動を経て、2019年7月に株式会社FFRIセキュリティに転職。日本ネットワーク協会(JNSA) 調査研究部会長など、社外NPO法人や各種団体でも活動中。
兼業農家の長男。



Photo by Norihiko MAEDA



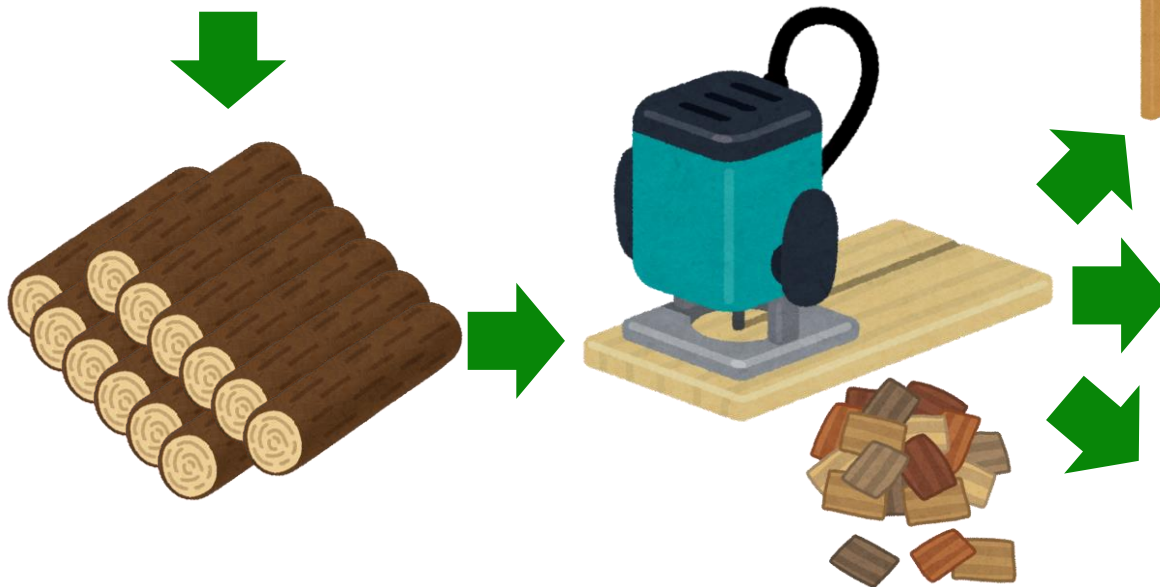


Photo by Norihiko MAEDA

農業の課題

- 人手不足
- 権利者問題
- IT化・IoT化で効率アップ（？）
- 経済的な問題（採算が取れるのか？）

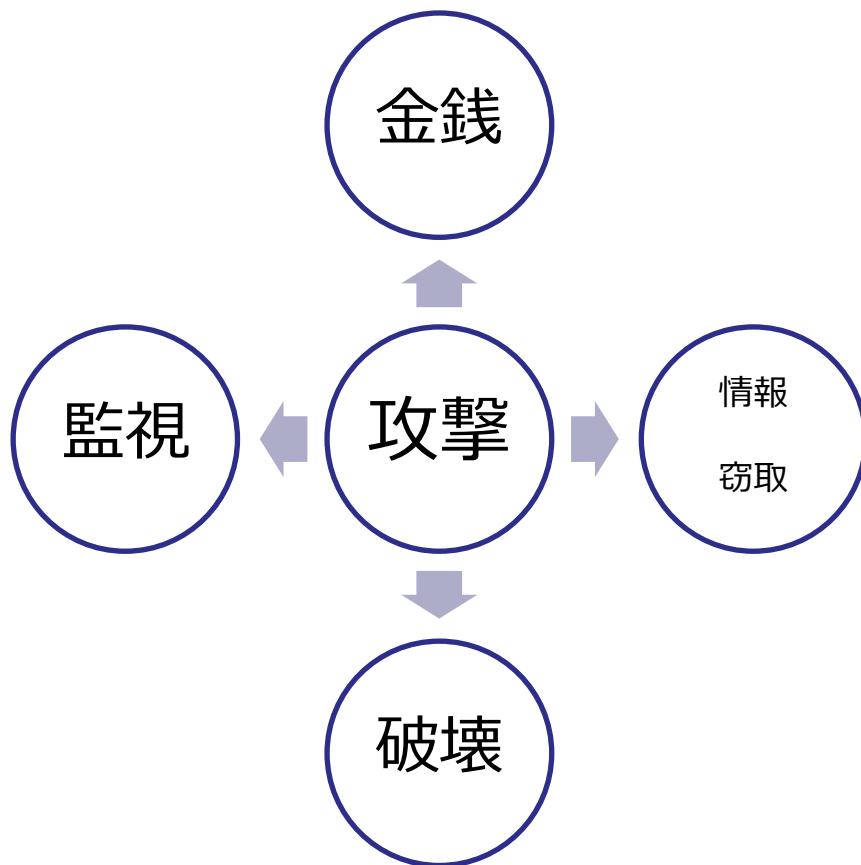
林業サプライチェーン



データはどこに。

- センサー類、IoT機器から取得できるデータやログ
 - クラウドあるいはローカルに蓄積
 - 蓄積 → 分析 → 現場に還元・実践、この繰り返し
 - 蓄積データとその活用は、ノウハウそのもの
- Open v.s. Close
 - 情報を開示する メリット・デメリット
 - 情報を秘密にする メリット・デメリット
- データの重要性（重要性≒機密性）
 - あなた、あるいは御社にとって重要なデータ
 - 攻撃者が欲しいデータ

サイバー攻撃の意図と目的



個人情報

- 個人情報を保持しているか否か
 - 個人・家族経営
 - 事業体・法人
- 個人情報の保管場所
- セキュリティポリシー
 - そもそも策定しているか（策定できるか）
 - 策定している場合でも、実効性のある運用ができているか
 - 監査は適切か
- 2022年4月施行 改正個人情報保護法

改正個人情報保護法(2022年4月施行)のポイント

1. 本人の請求権の拡大
 - 不適正な利用がなされたときも利用停止等が請求できる、等
2. 事業者の責務の追加
 - 個人データの漏えい等が発生した場合の報告義務及び本人に対する通知義務が新設
 - 個人情報取扱事業者の個人情報の不適正な利用の禁止義務が明文化
3. 事業者の自主的な取り組みの推進
 - 企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度が新設)
4. データ利活用の促進
 - 仮名加工情報(他の情報と照合しない限り個人を特定できないように個人情報を加工した情報)は、内部分析目的の利用に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和
5. 罰則強化
 - 提供元では個人データではないものの、提供先で個人データとなることが想定される場合、提供先に、本人の同意が得られているか等の確認義務を負う(例：cookieの取り扱い等)
 - 措置命令違反：「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」→「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
 - 報告義務違反：「30万円以下の罰金」から「50万円以下の罰金」
 - 法人に対する罰金刑を引き上げ：措置命令違反と個人情報データベース等の不正流用については「1億円以下」に
6. 域外適用等の拡充
 - 外国の事業者に対する、報告徴収・立入検査などの罰則が追加



ありがとうございました。

本日の内容に関する質問等お問い合わせ
mailto: norihiko.maeda@ffri.jp

FFRIセキュリティに関するお問い合わせ
<https://www.ffri.jp/contact/>